

株式上場を目指す 県内中小企業を支援します！



～中小企業成長展開支援事業 成長展開チャレンジ支援補助金～

1 補助対象者

日本国内の金融商品取引所での株式上場を目指す企業であり、
県内に本店または本社を置き、株式上場後も、引き続き県内に本店または本社を置く者

2 補助対象事業

補助金交付申請年度における上場に向けた初期準備にかかる取組

3 補助額

採択企業	補助率	上限額
本店・本社の所在地が 県北部3市のいずれか	補助対象経費の3分の2	100万円
本店・本社の所在地が 県北部3市以外	補助対象経費の2分の1	75万円

※県北部3市とは、高島市、長浜市、米原市を指します。

4 補助対象経費

補助交付申請年度における、上場に向けた初期準備の取組にかかる経費
例)ショートレビュー、IPOコンサルティング等の委託契約にかかる委託料

※補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性
及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる経費です。

5 申請方法・受付期間

申請方式：郵送、持参またはメール送付

受付期間：第1ターム 令和7年4月21日(月)～8月8日(金)正午

※第2タームの募集については、改めてお知らせします。第2タームを行わない場合もあります。

様式は県HPに掲載しております。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/343519.html>

6 留意事項

- 提出いただいた事業計画については、書類審査を行い、申請後30日以内に採択・不採択の通知を行います。必要に応じて、聞き取り調査等を行う場合があります。
- 審査により、不採択となる場合があります。
- 事業期間は、採択決定通知日から令和8年2月28日までとなります。

お問い合わせ： 滋賀県商工観光労働部商工政策課 077-528-3715

(受付時間/平日 9:00～16:30)